

利府町上下水道事業包括的委託募集説明書等に関する質問及び回答

令和6年9月6日

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答
1	募集要項	P3	1.7	委託期間		「契約締結の日から令和7年3月31日までは業務準備期間（移行期間）とし、受託者は自らの責任と一切の経費の負担において準備を行い、町から業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。」とありますが、業務の引継ぎにおいて関係する町職員の人件費やその他経費、また、業務の引継ぎに協力を頂く既存事業者の人件費やその他経費については、受託者の負担とはならないという理解で良いかご教示ください。	ご理解のとおりです。
2	募集要項	P4	2.2	参加者の構成等	(1) 特別目的会社(SPC)の設立	SPCの設立について伺います。本業務を実施するにあたり、更新改築を含まず、資金の借入れ等が発生しない委託業務であることからSPCの設立意義が薄いと考えますが、どのような理由からSPCの設立を必須としているのでしょうか。	募集要項に示している業務委託の目的、対象業務、委託方式、委託期間等を踏まえた総合的な判断からSPCの設立を求めています。
3	募集要項	P6	2.3	参加資格要件	(9) ウ	「水道法第24条の3に基づく受託水道業務技術管理者（第三者委託に移行する際に配置）」とありますが、第三者委託に移行する時期をご教示ください。また、事業開始当初から水道法第24条の3に基づく受託水道業務技術管理者に該当する者を配置する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	第三者委託に移行する時期は未定です。業務の履行状況を踏まえて検討します。 水道法第24条の3に基づく受託水道業務技術管理者については、事業開始当初から配置する必要はないですが、第三者委託への移行を踏まえて、配置予定技術管理者に関する資料を提出してください。
4	募集要項	P6	2.3	参加資格要件	(9) ウ	2.3(9)ウに示す資格保有者は参加表明書提出までに業務配置者として選任し提出する必要があるという理解でよろしいでしょうか。その場合、参加表明書提出以降に該当する資格を保有している者を業務配置者として変更することは問題ないかご教示ください。	参加表明書提出期限までに募集要項2.3参加資格要件(9)ウ及びエに示す資格保有者を配置予定技術者として提出してください。参加表明書提出以降に配置予定技術者を変更する場合は、募集要項2.3参加資格要件(9)ウ及びエに示す資格保有者を配置するとともに、配置予定の技術者に関する書類を提出してください。
5	募集要項	P6	2.3	参加資格要件	(9) ウ	1)水道法第24条の3に基づく受託水道業務技術管理者、8)監理技術者についても配置予定技術者の参加資格確認書類を提出するという理解で良いかご教示ください。	ご理解のとおりです。
6	募集要項	P8	2.8.7	提出書類の取扱い		(1)著作権で、「町は必要な範囲でこれを無償で使用することができる。」とありますが、「町は参加者へ事前に文章等で通知した上で、必要な範囲でこれを無償で使用することができる。」に修正して頂けないかご検討願います。	使用する際は、参加者と協議します。
7	募集要項	P8	2.8.9	提供資料の取扱い		「町が提供する資料は、本委託に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本委託に係る検討の範囲内であっても、町の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。」とありますが、本委託の企画提案にあたり、協力を得ることを目的に、第三者（構成企業のグループ企業、地元企業、その他協力企業等）に提供資料を使用させることは、町の承諾を得ることと可能と考えて問題ないかご教示下さい。また、その際に承諾を得る方法についてもご教示ください。	町の了承を得ることで、第三者に提供資料を使用させることは可能です。使用させる場合は、電子メールにより町へ通知し、了承後使用してください。
8	募集要項	P9	3	募集及び選定等の日程		質問期限が短いことから、追加で質問期間をご設定いただけないでしょうか。	募集要項に記載のとおりとします。
9	募集要項	P10	4.1	現地見学会及び資料閲覧		当包括的民間委託業務には上下水道管路の維持管理業務が含まれておりますが、閲覧可能な資料の中には、管路に係るものが少なく、管路の状態、年間修繕計画、現状の維持管理情報、仕様、数量等、費用を積算するに足る情報が見受けられませんでした。国土交通省が発行している「下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン」において「公共下水道台帳、維持管理情報、改築修繕計画等関連計画」は公告時の閲覧資料の対象となる認識ですが、上下水道含めて同等の資料の開示は今後ありますでしょうか。企画提案書提出までの期間が短いので早期の開示を要望いたします。	利府町水道事業アセットマネジメント計画や公共下水道ストックマネジメント計画等に関する資料及び過去の修繕実績等について別途提示します。

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答	
10	募集要項	P11	4.3	募集説明書等に関する質問への回答公表		募集要項では、「募集説明書等に関する質問への回答は、令和6年9月6日（金）に本委託に係るホームページで公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問については、当該質問者のみに書面により回答する。また、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。」と記載がありますが、弊社の質問事項6-8（No.27、No.28、No.84）に関しては、「特殊な技術、ノウハウ等」は含まれていないため、ホームページで公表されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
11	募集要項	P12	4.7	参加の辞退		「参加を辞退する場合は、令和6年10月23日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。）に、辞退届（様式12）を「7 本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。」とありますが、日付は、令和6年10月11日（金）が正しいと考えて問題ないかご教示ください。	ご理解のとおりです。 「令和6年10月23日(水)」を「令和6年10月11日(金)」と読み替えてください。募集要項の日付を訂正します。	
12	募集要項	P12	5.1	委員会の設置		委員会の人数と外部審査員の割合をご教示ください。	人数、割合については、回答することはできませんが、外部審査委員は2名を想定しています。	
13	募集要項	P14	6.3	参加表明時の提出書類	表6-1	参加表明時の提出書類	参加表明時の提出書類について、納税証明書は写しでもよろしいでしょうか。	写しで問題ありません。
14	募集要項	P14	6.3	参加表明時の提出書類	表6-1	参加表明時の提出書類	使用印鑑届は、入札参加資格申請で使用されている様式を使うという理解でよろしいでしょうか。	任意の様式で問題ありません。
15	募集要項	P14	6.3	参加表明時の提出書類	表6-1	参加表明時の提出書類	表6-1に参加資格確認書類として「下水道施設の維持管理業務の実施実績」及び「コンサルタント業務の実施実績」の記載があります。 一方、募集要項2.3参加資格要件(9)で求められている業務の履行実績は「水道施設の維持管理業務の実施実績」及び「上下水道事業の料金徴収・窓口関係業務の実施実績」です。 従い、資格審査においては、「下水道施設の維持管理業務の実施実績」や「コンサルタント業務の実施実績」がないことを理由として「参加資格がない」という判断にはならないという理解でよろしいでしょうか。 また、「下水道施設の維持管理業務の実施実績」や「コンサルタント業務の実施実績」がないことが、その後の基礎審査や提案審査に影響がないことをあわせて確認させてください。	資格審査についてはご理解のとおりで、基礎審査や提案審査でも影響はありません。なお、基礎審査では業務実施体制等が要求水準書で定める提案となっているか審査し、提案審査では、実施方法や実施体制等について評価します。 また、表6-1参加資格確認書類について、募集要項2.3参加資格要件(9)と整合を図るため、次の通りとします。 表6-1参加表明時の提出書類 様式5及び様式7について「履行した実績がある場合」を「履行した実績を」に読み替えてください。
16	募集要項	P14	6.3	参加表明時の提出書類	表6-1	参加表明時の提出書類	表6-1に参加資格確認書類として「本業務の実施を担う者の技術士の在籍を証明する書類」とありますが、本業務とはコンサルタント業務を指すという理解でよろしいでしょうか。 また、当該書類の作成要領等に「最新のもの、参加事業者の構成企業全社」とありますが、構成企業全社ではなく、いずれかの構成企業（当該業務の実施を担う者）から提出することで構いませんでしょうか。 なお、参加表明時に提示した技術士以外の技術士や参加表明時に技術士の在籍を証明した構成企業以外の企業（別の構成企業又は再委託先など）がコンサルタント業務の実施を担うことも認められるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項2.3参加資格要件(9)ウ及びエに示す資格を有する者で、本業務に配置予定の技術者に関する書類を提出してください。 また、配置予定の技術者に関する書類については、構成企業全社ではなく、資格保有者が所属している構成企業からの提出で問題ありません。 なお、参加企業または参加グループの構成企業がコンサルタント業務の業務責任者（所定の有資格者）を配置し、業務を実施する必要があります。 表6-1参加資格確認書類のうち「本業務の実施を担う者の技術士の在籍を証明する書類」の「技術士」を「技術者」に修正します。
17	募集要項	P14	6.3	参加表明時の提出書類	表6-1	参加表明時の提出書類	法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書について、法人税の内訳は法人税、法人住民税、法人事業税で問題ないか教示ください。また、法人に関わらない所得税は提出しない理解で良いかご教示ください。	ご理解のとおりです。
18	募集要項	P14	6.3	参加表明時の提出書類	表6-1	参加表明時の提出書類	参加資格確認書類の「営業経歴書」について、内容、記載方法等の指定がありましたらご教示ください。	内容、記載方法等の指定はありません。

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答	
19	募集要項	P14	6.3	参加表明時の提出書類	表6-1	参加表明時の提出書類	参加資格確認書類で「本業務の実施を担う者の技術士の在籍を証明する書類」とありますが、2.3参加資格要件(9)ウに示されている全ての資格について、資格保有者が構成企業に所属していることの証明書と、当該資格を有することを証する資料の写しを提出するという理解で問題ないかご教示下さい。	募集要項2.3参加資格要件(9)ウ及びエに示す資格を有する者で、本業務に配置予定の技術者に関する書類を提出してください。資格保有者が構成企業に所属していることの証明書と、当該資格を有することを証する資料の写しを提出については、ご理解のとおりです。
20	募集要項	P14	6.3	参加表明時の提出書類	表6-1	参加表明時の提出書類	「本業務の実施を担う者の技術士の在籍を証明する書類」とは、以下のいずれかで良いかご教示ください。 ①「所属企業名の記載がある健康保険被保険者証」(写) ②「住民税特別徴収税額のお知らせ・(特別徴収義務者用)」(写) ③「所属企業名の記載がない健康保険被保険者証」(写) + 「健康保険被保険者適用除外承認証」(写) ④「所属企業名の記載がない健康保険被保険者証」(写) + 「被保険者である証明書」(写) ⑤「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」(写)	ご理解のとおりです。在籍が証明できる書類であれば問題ありません。
21	募集要項	P14	6.3	参加表明時の提出書類	表6-1	参加表明時の提出書類	表6-1に示されている「登録証明書等」とは「履歴事項全部証明(登記簿謄本)」との認識で問題ないかご教示下さい。	ご理解のとおりです。
22	募集要項	P14	6.3	参加表明時の提出書類	表6-1	参加表明時の提出書類	表6-1の参加資格確認書類の作成要領等に記載されている様式5から様式8に添付する履行した実績がある場合、確認できる契約書の鑑の写しを添付することとありますが、確認項目としては「業務名」「契約期間」「業務内容」が確認できる頁の写しで問題ないかご教示下さい。	ご理解のとおりです。
23	募集要項	P14	6.4.1	作成に当たっての留意事項			「提案本編以外に付属資料や図面等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。」とありますが、付属資料や図面等は、提案評価基準3.2(1)企画提案書の審査項目、内容及び配点で示されている各評価項目の枚数制限には含まれないものと考えて問題ないかご教示ください。	ご理解のとおりです。
24	募集要項	P14	6.4.1	作成に当たっての留意事項			企画提案書の作成にあたり、使用する文字のフォントについて指定、両面印刷、カラー印刷の可否についてご教示ください。	文字フォントに関しての指定はありません。企画提案書は、片面印刷としカラー印刷は可とします。
25	募集要項	P15	6.4.2	提出書類			企画提案書の電子データにつきまして、CD-ROMに収納し提出とありますが、電子データに関しても正副それぞれ1枚ずつ提出が必要との認識で問題ないかご教示下さい。	ご理解のとおりです。
26	募集要項	P15	6.4.2	提出書類			提案本編は A4版のみとする理解で問題ないかご教示ください。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書	P1	1	業務概要	1.1	業務の目的	要求水準書には、「業務の実施水準は現行の業務委託内容と同等以上とするが、実施方法は現行の業務委託内容に限定するものではなく、事業者は自主的な提案や創意工夫によりその改善に努める。」と記載がありますが、公表資料及び閲覧資料ともに、情報量が限られており、貴市が求める「現行の業務委託内容」が把握できない状況です。 また、本事業は、事業横断かつ契約期間が長期にわたるほか、SPCの設立も求められていることから、「PFI事業における契約手続きの簡素化・円滑化(国土交通省)」も参考にされていると考えます。I-2には、【VFM及びその算定根拠の開示】「民間事業者の積極的な参加を促し、良好な競争環境を形成するためには、特定事業の選定までに算定したVFM及びその算定根拠を可能な範囲で開示することが望ましい。」と記載があることから、詳細な検討を行うため、算定根拠をご提示いただけないでしょうか。 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/policy/PFItoppage/sankouH20/1PFIIsankouH20.pdf	本回答及び別途提示資料をご参照ください。また、人材育成や適正な維持管理という課題に対して、事業の安定的継続が主たる目的であるため、費用削減のイメージは整理しているが、具体的な削減効果は算出していません。

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答	
28	要求水準書	P1	1	業務概要	1.1	業務の目的	<p>要求水準書には、「業務の実施水準は現行の業務委託内容と同等以上とするが、実施方法は現行の業務委託内容に限定するものではなく、事業者は自主的な提案や創意工夫によりその改善に努める。」と記載がありますが、公表資料及び閲覧資料ともに、情報量が限られており、貴市が求める「現行の業務委託内容」が把握できない状況です。</p> <p>また、本事業は、事業横断かつ契約期間が長期にわたるほか、SPCの設立も求められていることから、「PFI事業における契約手続きの簡素化・円滑化（国土交通省）」も参考にされていると考えます。I-2には、【入札説明書等の条件の見直し】「公平性、競争性に留意した上で、円滑な事業の実施のために、入札前の応募者との対話を通じた入札説明書等の条件の見直し、落札者決定後の契約書（案）、入札説明書等の変更についても適切に実施することが重要である。」と記載があることから、既存受託企業だけではなく、新規事業者の参入を促すためにも、算定根拠をご提示いただけないでしょうか。</p> <p>https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/policy/PFItoppage/sankouH20/1PFIrankouH20.pdf</p>	<p>本回答及び別途提示資料をご参照ください。</p> <p>また、企画提案の内容をもとに、要求水準書を変更作成するとともに、基本契約書（案）についても発注者と受注者の協議により決定するものと考えています。</p>
29	要求水準書	P1	1	業務概要	1.2	契約期間	<p>契約期間内のフェーズ1(2年間)について、ワークフローを見える化し事業を継承する期間とありますが、どのような事業継承方法を想定していますか。一定期間発注者と受注者が共同(両者立会いなど)で業務にあたるのでしょうか。また、すべての業務でワークフローを作成する意図でしょうか。</p>	<p>企画提案の内容をもとに、発注者と受注者の協議により決定するものと考えています。</p>
30	要求水準書	P2	1.3	業務の範囲			<p>本業務のうち、現在は委託しておらず直営で行っている業務がありましたら、その業務内容と現在業務にあたる職員の人数をご教示ください。</p>	<p>運転監視業務や薬品類の調達管理、文書管理業務をはじめ、施設の定期清掃や水道施設の見学対応については直営で行っています。また、漏水や下水道の詰りの初期対応や給排水工事業務等に関することも直営で行っています。2～3名で対応しています。</p>
31	要求水準書	P3	1.4	業務の履行	(3)	業務実施体制	<p>「営業日の午前8時30分から午後5時15分までについて終日1名以上を常駐」との記載がありますが、常駐者の要件について特に示されておりません。常駐体制については応募者側の提案と理解して問題ないかご教示ください。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
32	要求水準書	P4	1.4	業務の履行	(3)	業務実施体制	<p>水道法第24条の3に基づく受託水道業務技術管理者（第三者委託に移行する際に配置）について、第三者委託に移行する際に配置との記載がありますが、第三者委託に移行する時期についてご教示ください。</p>	<p>No.3参照</p>
33	要求水準書	P5	1.4	業務の履行	表1-2	各責任者の業務内容と要件	<p>維持管理業務責任者、料金窓口業務責任者は総括管理責任者を兼務可能とありますが、総括責任者は維持管理業務責任者、料金窓口業務責任者を同時に兼務可能でしょうか。</p>	<p>各業務の責任者に求める要件から、総括責任者が維持管理業務責任者、料金窓口業務責任者を同時に兼務することを想定していません。</p>
34	要求水準書	P6	1.4	業務の履行	(6)	業務終了時及び引継ぎ	<p>1) 業務終了時</p> <p>「事業者は、契約が途中解除されたときは、町が契約期間内において指定する期日まで、事業者の負担により、導入した機器及び電子計算システムについては無償で貸し出しすること。」とありますが、事業者以外の者が業務を引き継ぎ、履行する際に支障がないことを前提として、事業者の負担により導入した機器及び電子計算システムのうち、会計・財務・経理システムなどSPCの経営に係る機器やシステム、また、SPCが自らの業務効率化のために導入した設備点検ツールなどは無償貸し出しの対象から除外して頂くことを希望します。</p>	<p>契約が途中解除となった場合は、基本契約書(案)第65条に基づいた対応を想定しており、発生した事案により協議とします。</p>

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答	
35	要求水準書	P6	1.4	業務の履行	(6) 業務終了時及び引継ぎ	3) 契約期間終了時の状態	運営期間終了時の引き渡しについて「事業者の責めに帰すべき事由による損害が認められた場合(後略)」とありますが、事業者の責めかどうかの判断は事業開始前の状態を把握しないことには成り立たないと考えます。事業開始前の状態評価は貴町の責任にて実施済みあるいは実施予定と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、契約後、発注者と受注者において事業開始前の状態を確認したいと考えています。
36	要求水準書	P7	1.4	業務の履行	(6) 業務終了時及び引継ぎ	3) 契約期間終了時の状態	「履行期間開始時に支給された貸与品は、すべて返却し、予備品・消耗品等については、完了引継ぎ時に在庫品リストを提示する。」と記載がありますが、履行期間内の経年劣化等で故障した貸与品の取り扱い及び、判断基準についてご教示ください。	履行期間内の経年劣化等で故障した場合は別途報告書を作成いただき、故障内容が妥当と判断された場合は、返却義務は負わないものとします。
37	要求水準書	P7	1.4	業務の履行	(6) 業務終了時及び引継ぎ	3) 契約期間終了時の状態	「履行期間開始時に支給された貸与品は、すべて返却し、予備品・消耗品等については、完了引継ぎ時に在庫品リストを提示する。」とありますが、履行期間開始時に支給頂ける貸与品(水質検査機器など)についてご教示ください。	資料を別途提示します。
38	要求水準書	P8	2.1	水道施設の維持管理業務	(1) 運転管理業務	3) 調達・管理業務	燃料について、過去3年分の使用数量と費用についてご教示ください。	各施設に配備してある自家発電設備の燃料(A重油)については、設備点検時以外で使用実績はありません。
39	要求水準書	P8	2.1	水道施設の維持管理業務	(1) 運転管理業務	5) 保安全管理業務	現在契約されている機械警備の業者名及び金額についてご教示ください。	資料を別途提示します。
40	要求水準書	P8	2.1	水道施設の維持管理業務	(2) 保安全管理業務		「漏水調査結果に基づく漏水の修繕」、「漏水調査及び町民からの通報等に基づく漏水修繕」が業務に含まれておりますがこれらの修繕は、漏水の量や状態から事業者の判断により、実施の可否、実施方法、時期を決定してもよいでしょうか。	漏水調査結果に基づく漏水の修繕については、受注者が実施計画を作成し、発注者との協議により決定していくものと考えています。漏水調査及び町民からの通報等に基づく漏水修繕については、漏水の量や状態から受注者の判断により実施するものと考えていますが、判断基準等については、契約後、発注者と受注者にて協議し決定したいと考えています。
41	要求水準書	P8	2.1	水道施設の維持管理業務	(2) 保安全管理業務	2) 修繕業務	設備の故障、破損などの機能回復に必要な緊急修繕の実施について、過去3年分の件数と費用をご教示ください。	資料を別途提示します。
42	要求水準書	P8	2.1	水道施設の維持管理業務	(2) 保安全管理業務	2) 修繕業務	町民からの通報等に基づく漏水修繕について、過去3年分の件数と費用をご教示ください。	資料を別途提示します。
43	要求水準書	P8	2.1	水道施設の維持管理業務	(2) 保安全管理業務	3) 水源井戸調査業務	水源井戸調査業務について、過去3年分の件数と費用をご教示ください。実施している場合は、受託先についてご教示ください。	資料を別途提示します。
44	要求水準書	P8	2.1	水道施設の維持管理業務	(2) 保安全管理業務	4) 管路施設維持管理業務	漏水調査、緊急修繕について過去3年分の件数と費用をご教示ください。実施している場合は、受託先についてご教示ください。	資料を別途提示します。
45	要求水準書	P9	2.1	水道施設の維持管理業務	(3) その他業務	1) 衛生業務	水槽タンク等の保守管理並びに敷地内建物内部の日常清掃について、外部委託をしているかご教示ください。されている場合は業者名、金額についてご教示ください。	水槽タンクの保守は行っておりません。また、建物内部の清掃は外部委託しておりません。
46	要求水準書	P9	2.1	水道施設の維持管理業務	(3) その他業務	2) 環境整備業務	樹木管理及び除草、清掃等の環境整備の対象範囲をご教示ください。樹木管理及び除草、清掃等の環境整備について外部委託をされているかご教示ください。されている場合は業者名、金額についてご教示ください。	水道施設の除草については外部委託し年2回ずつ実施しています。下水道施設についても同様に外部委託していますが、年1回除草となります。また、委託業者等については、資料を別途提示します。
47	要求水準書	P9	2.1	水道施設の維持管理業務	(3) その他業務	2) 環境整備業務	受託者が行う除雪作業の範囲についてご教示ください。	各施設の点検や管理に支障がきたす時のみ除雪し、範囲については、実施契約により決定します。

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答	
48	要求水準書	P9	2.1	水道施設の維持管理業務	(3) その他業務	3) 廃棄物管理業務	水道施設から発生する一般廃棄物及び産業廃棄物の管理・運搬とありますが、過去3年分の件数と費用をご教示ください。	資料を別途提示します。
49	要求水準書	P9	2.1	水道施設の維持管理業務	(3) その他業務	4) 見学者対応業務	施設見学対応について、見学者の件数及び1度に来る見学者の人数について、過去3年分の件数と人数をご教示ください。	過去3年間実績はありません。(No.81参照)
50	要求水準書	P10	2.2	公共下水道施設の維持管理	(2) 保全管理業務	2) 修繕業務	管路調査結果に基づく管路の修繕については管の更生を対象としていますか。開削も含まれるのでしょうか。	管の部分更生を想定しており、開削は想定していません。
51	要求水準書	P10	2.2	公共下水道施設の維持管理	(2) 保全管理業務	3) 管路調査業務	ストックマネジメント計画に伴う管路の点検・調査でしょうか。また、対象の施設についてはどこまで(マンホール、マンホール蓋、取付管、ます)含まれるのでしょうか。	ストックマネジメント計画に伴う点検・調査は想定していません。対象施設については、要求水準書に記載のとおりです。
52	要求水準書	P10	2.3	料金徴収・窓口関係業務			料金徴収業務の検針から給水停止までのサイクルがわかるものをご教示ください。	資料を別途提示します。
53	要求水準書	P10	2.3	料金徴収・窓口関係業務	(1) 料金徴収・窓口関係業務		検針から給水停止に至るまでの期間及び業務サイクル、対応フローをご教示ください。	資料を別途提示します。
54	要求水準書	P10	2.3	料金徴収・窓口関係業務	(1) 料金徴収・窓口関係業務		現在の水道お客様センターの業務内容と配置人員をご教示ください。	業務内容等は次の通りです。 料金窓口業務、検針業務、開栓・閉栓業務、料金算定・更正業務、収納業務、滞納整理及び給水停止業務、水道メーター交換・管理業務、電子計算システムの端末処理に関する業務、その他委託業務に関する附帯業務です。 業務責任者1人、窓口・料金徴収・開閉栓担当5人、検針員8人です。
55	要求水準書	P10	2.3	料金徴収・窓口関係業務	(1) 料金徴収・窓口関係業務	1) 窓口・受付業務	窓口対応の実績値をご教示ください。	窓口対応の実績は次の通りです。 ・使用開始：(R3)134件/(R4)93件/(R5)117件 ・使用停止：(R3)359件/(R4)295件/(R5)304件 ・納通再発行：(R3)512件/(R4)385件/(R5)4件 ・使用者変更：(R3)143件/(R4)135件/(R5)110件 ・口座振替依頼：(R3)148件/(R4)44件/(R5)32件 ・減量申請：(R3)63件/(R4)44件/(R5)32件 ・支払：(R3)1,181件/(R4)1,394件/(R5)1,369件
56	要求水準書	P11	2.3	料金徴収・窓口関係業務	(1) 料金徴収・窓口関係業務	1) 窓口・受付業務	⑫に記述している「上下水道管の管径、管種、土被等の台帳記載情報の問い合わせへの回答」について、受注者は町が所有する台帳システムや台帳図を使用すると考えて問題ないかをご教示ください。	ご理解のとおりです。
57	要求水準書	P11	2.3	料金徴収・窓口関係業務	(1) 料金徴収・窓口関係業務	2) 検針業務	検針業務の実施スケジュールをご教示ください。	月始めの2日頃から検針を開始し、前月検針日から±2日以内の範囲で検針を行い約11日間の日程となっています。
58	要求水準書	P12	2.3	料金徴収・窓口関係業務	(1) 料金徴収・窓口関係業務	6) 開栓・閉栓業務	「開閉栓作業は原則的に盗水防止にて行う」とありますが、「盗水防止」の詳細及び作業手順、盗水防止が無い物件の件数についてご教示ください。	メーターボックス内にある開閉防止型水道用ボール式止水栓を操作して開閉作業を想定しております。盗水防止が無い件数については把握はしていません。
59	要求水準書	P14	2.3	料金徴収・窓口関係業務	(1) 料金徴収・窓口関係業務	11) 給水装置工事業務	給排水業務の受付・審査、竣工検査等の現地対応件数および執務場所をご教示ください。	令和5年度実績は、水道242件、下水道209件です。執務場所は上下水道課となります。
60	要求水準書	P14	2.3	料金徴収・窓口関係業務	(1) 料金徴収・窓口関係業務	11) 給水装置工事業務	⑥受付から完成までの施工情報データ入力 ⑦給水台帳へのデータ入力 については、受注者が貴町の所有のシステムを使用し、データの変更追加を行うということでしょうか。具体的なシステムをご教示ください。	記述の通り、システムへの入力、変更追加を想定していません。なお、システムはメーカーのシステムではなく、エクセルにて管理しているものです。

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答	
61	要求水準書	P14	2.3	料金徴収・窓口関係業務	(1) 料金徴収・窓口関係業務	14) 排水設備工事業務	給排水業務の受付・審査、竣工検査等の現地対応件数および執務場所をご教示ください。	No.59参照
62	要求水準書	P15	2.3	料金徴収・窓口関係業務	(1) 料金徴収・窓口関係業務	15) 浄化槽業務	「①合併処理浄化槽設置工事の計画確認及び竣工検査」の最終決済は発注者が行わなくてよいのでしょうか。 「④浄化槽設置数管理」とありますがどのくらいの設置数あるのでしょうか。 「⑤その他浄化槽に関する付帯業務」とありますが、どのような付帯を想定していますか。	最終決裁者は、発注者となります。 設置数については、250件程度です。 付帯業務は、設置数把握にかかる現地調査や問合せ対応等を想定しています。
63	要求水準書	P16	3.2.1	運転管理業務の要求水準	(1) 運転監視業務	1) 水質・水量の把握	「水道水質試験結果を参考とし、現状の水質を保つこと」とありますが、具体的な数値目標や許容範囲を水質基準としてご明示ください。	別紙6を参考に現状の水質を保つこととし、関係法令で定める水道水質基準値以下と考えています。
64	要求水準書	P16	3.2.1	運転管理業務の要求水準	(1) 運転監視業務	1) 水質・水量の把握	水源（深井戸）ごとの取水量および水質（特にヒ素）の過年度実績をご教示ください。	資料を別途提示します。
65	要求水準書	P16	3.2.1	運転管理業務の要求水準	(1) 運転監視業務		①中央監視システムの概要をご教示ください。また、中央監視システムの操作を実施できる拠点をご教示ください。 ②上下ともにクラウドシステムで確認、操作は可能ですか。 ③マンホールポンプも含めた全設備が中央監視できますか。 ④現場に行かないと異常の有無が確認できない(警報が飛んでこない)施設があれば、施設名称をご教示ください。	①水道施設の稼働状況や水量・水質等を監視し、異常発生時の通報装置も兼ねています。また、操作できる拠点は利府浄水場となっており、上下水道課内でも稼働状況は閲覧可能となっています。 ②下水道施設のみPC及びスマートフォンで確認のみ可能です。 ③出来ません。ただし、39箇所の施設が通報装置により確認のみ可能です。 ④水道施設は1施設のみ電話による音声通報となっています。施設名については、契約後、受注者に公表します。
66	要求水準書	P17	3.2.1	運転管理業務の要求水準	(3) 調達・管理業務		①直近5年間の薬品・燃料、その他消耗品の調達量をご教示ください。（浄水・下水に関わるいずれも） ②施設・電力契約別の電力使用量について直近5年間の月別使用量をご教示ください。	資料を別途提示します。
67	要求水準書	P18	3.2.2	保安全管理業務の要求水準	(1) 保守点検・整備業務		①現在、故障している設備・機器の一覧をご教示ください。 ②本業務に含まれる直近過去5年間の修繕履歴と修繕金額（税抜）をご教示ください。（施設・管路修繕も含まればそのすべて） ③本業務に含まれ、直近過去5年間に発生していない修繕について現在ご想定される修繕についてご教示ください。 ④修繕金額には年間上限はないのでしょうか。（本管漏水等により高額な修繕が発生した場合も受託者負担となるのでしょうか。） ⑤直近過去5年間の緊急対応履歴をご教示ください。 ⑥契約期間中に更新（修繕）が予定されている設備と予定年度をご教示ください。 ⑦UPSの交換について伺います。対象となる施設、UPS個数、仕様についてご教示ください。 ⑧メーカー点検も本業務に含まれるのでしょうか。直近5年間のメーカー点検の費用をご教示ください。	①資料を別途提示します。 ②資料を別途提示します。（※修繕金額は税込となっていますので、ご注意願います。） ③本業務のコンサルタント業務の中で、受注者が策定する維持修繕基本計画を基に、想定されるものと考えています。 ④受注者には、緊急修繕の対応も踏まえた修繕計画を求めており、修繕計画に変更が生じる場合は、発注者と受注者にて協議し決定していきたいと考えています。 ⑤資料を別途提示します。 ⑥本業務のコンサルタント業務の中で、受注者が更新基本計画策定支援業務や維持修繕基本計画策定支援業務を行うため、それらを踏まえた計画を基に、発注者と受注者にて協議し決定していくものと考えています。 ⑦要求水準書別紙1業務範囲のうち、別表1-3から別表1-6までに無停電電源設備と記載している施設となります。利府浄水場については、無停電電源装置(定格出力10kVA)で、その他の施設は汎用UPS(定格出力1kVA～2kVA)です。 ⑧本業務に含まれます。これまでは、維持管理業務のなかで一括して発注しており、町からメーカーに点検を依頼はしていません。
68	要求水準書	P18	3.2.2	保安全管理業務の要求水準			発注者が保有する修繕部品、消耗品や計測機器などで受注者へ譲渡・貸与できるもののリストをご教示ください。	資料を別途提示します。

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答	
69	要求水準書	P18	3.2.2	保全管理業務の要求水準	(1) 保守点検・整備業務	1) 建築設備保守点検・整備	建築設備各種法令点検について過去3年分の委託先と金額をご教示ください。	資料を別途提示します。
70	要求水準書	P18	3.2.2	保全管理業務の要求水準	(1) 保守点検・整備業務	2) 機械、電気、計装設備保守点検・整備	水道施設で必要とする危険物タンク等その他法令点検、UPSの交換などについて、過去3年分の件数及び実施業者、金額をご教示ください。	資料を別途提示します。
71	要求水準書	P18	3.2.2	保全管理業務の要求水準	(1) 保守点検・整備業務	3) 消耗品、備品類の調達・管理	①直近5年間の薬品・燃料、その他消耗品の調達量をご教示ください。(浄水・下水に関わるいずれも) ②施設・電力契約別の電力使用量について直近5年間の月別使用量をご教示ください。	資料を別途提示します。
72	要求水準書	P18	3.2.2	保全管理業務の要求水準	(1) 保守点検・整備業務	3) 消耗品、備品類の調達・管理	「発注者が保有する修繕部品、消耗品や計測機器などで、受注者へ無償・有償譲渡、無償・有償借与・・・」とありますが、どのようなものがあるかご教授ください。	資料を別途提示します。
73	要求水準書	P19	3.2.2	保全管理業務の要求水準	(2) 修繕業務		修繕業務について、過去3年分の修繕実績と金額をご教示ください。	資料を別途提示します。
74	要求水準書	P19	3.2.2	保全管理業務の要求水準	(2) 修繕業務		過去3年程度の修繕履歴(内容、件数、金額)についてご教示ください。	資料を別途提示します。
75	要求水準書	P19	3.2.2	保全管理業務の要求水準	(3) 水源井戸調査業務		水源井戸調査業務について、過去5年間の揚水試験およびテレビカメラ調査の実施頻度をご教示ください。	資料を別途提示します。
76	要求水準書	P19	3.2.2	保全管理業務の要求水準	(4) 管路施設維持管理業務		直近5年間の有収率と漏水調査の実施状況(規模)等をご教示ください。	資料を別途提示します。
77	要求水準書	P19	3.2.2	保全管理業務の要求水準	(4) 管路施設維持管理業務		過去3年程度の漏水調査の状況と修繕履歴についてご教示ください。	資料を別途提示します。
78	要求水準書	P19	3.2.3	その他の業務	(1) 衛生業務		現在の清掃、点検方法と頻度についてご教示ください。	清掃は直営により月2回程度行っています。また、点検は毎日、目視により行っています。
79	要求水準書	P20	3.2.3	その他の業務	(2) 環境整備業務		①除草の対象面積をご教示ください。 ②剪定、害虫駆除の対象となる木を高木/低木別にご教示ください。 ③除草、剪定の処分費は受託者が負担するのでしょうか。	①除草範囲については、別途提示する資料の範囲を想定しています。 ②高木は想定していませんが、実施契約により決定します。 ③ご理解のとおりです。
80	要求水準書	P20	3.2.3	その他の業務	(3) 廃棄物管理業務		①直近5年間の汚泥搬出量と搬出頻度をご教示ください。 ②現在の汚泥搬出先をご教示ください。	資料を別途提示します。
81	要求水準書	P20	3.2.3	その他の業務	(4) 見学者対応業務		水道施設の見学者対応におきまして、これまでの実績など必要情報をご教示頂くとともに、必要なご支援を頂くことは可能でしょうか。加えて、見学者用の安全衛生用具(ヘルメット、長靴、軍手等)は、受注者の責任において必要な数を整備することありますが、備品関係の整備に関してもこれまでの実績から必要数量(想定最大人数等)をご教示下さい。	近年の実績はないですが、過去の実績では、主に町内小学校の在校生が年に3~5回程度、利府浄水場の見学をします。見学者は1回に約25人程度で、現在は安全衛生用具の整備を必要としない範囲で実施しています。水道施設の見学者対応については、SPCが主体的な対応をすることとし、町は必要な支援を行います。
82	要求水準書	P21	3.2.3	その他の業務	(8) 水質検査用採水業務		運搬先をご教示ください。	仙台市水道局福岡浄水場です。
83	要求水準書	P21	3.2.3	その他の業務	(8) 水質検査用採水業務		毎日水質検査の採水箇所について、詳細箇所をご教示ください。	神谷沢字金沢、赤沼字井戸尻、赤沼字明ヶ沢、沢乙字大沢東、加瀬字野中沢地内の計5箇所です。詳細な箇所については、契約後、受注者に公表します。

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答	
84	要求水準書	P21	3.3	公共下水道施設の維持管理業務の要求水準		「下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドラインP41（国土交通省）」には、「(1) 公告資料の作成 包括的民間委託の受託者の募集及び選定は、民間事業者の有する技術能力を積極的に活用でき、かつ適正な管理を持続的に行うことが可能となるようにしなければならず、そのために必要な公告資料を作成する。」と記載がある一方、貴市の要求水準書には、同ガイドライン「表 3.4 公告資料一覧（例）」に記載があるような仕様・数量の記載が一切ないため、提案事項の検討が行えない状況です。 本事業は、非常に大きい規模、かつ長期間にわたる契約となりますので、競争性や公平性を保つためにも公表することが望ましいと考えます。 https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001346356.pdf	本回答及び別途提示資料をご参照ください。	
85	要求水準書	P21	3.3.1	運転管理業務の要求水準	(1)	運転監視業務	①中央監視システムの概要をご教示ください。また、中央監視システムの操作を実施できる拠点を教示ください。 ②上下ともにクラウドシステムで確認、操作は可能ですか。 ③マンホールポンプも含めた全設備が中央監視できますか。 ④現場に行かないと異常の有無が確認できない（警報が飛んでこない）施設があれば、施設名称をご教示ください。	①下水道施設の中央監視システムはありません。通報装置のみです。 ②下水道施設のみPC及びスマートフォンで確認のみ可能です。 ③出来ません。ただし、39箇所の施設が通報装置により確認のみ可能です。 ④マンホールポンプのうち2施設あり、施設名については、契約後、受注者に公表します。
86	要求水準書	P21	3.3.1	運転管理業務の要求水準	(2)	調達・管理業務	①直近5年間の薬品・燃料、その他消耗品の調達量をご教示ください。（浄水・下水に関わるいずれも） ②施設・電力契約別の電力使用量について直近5年間の月別使用量をご教示ください。	資料を別途提示します。
87	要求水準書	P22	3.3.2	保全管理業務の要求水準			発注者が保有する修繕部品、消耗品や計測機器などで受注者へ譲渡・貸与できるもののリストをご教示ください。	資料を別途提示します。
88	要求水準書	P22	3.3.2	保全管理業務の要求水準	(1)	保守点検・整備業務	①現在、故障している設備・機器の一覧をご教示ください。 ②本業務に含まれる直近過去5年間の修繕履歴と修繕金額（税抜）をご教示ください。（施設・管路修繕も含まればそのすべて） ③本業務に含まれ、直近過去5年間に発生していない修繕について現在ご想定される修繕についてご教示ください。 ④修繕金額には年間上限はないのでしょうか。（本管漏水等により高額な修繕が発生した場合も受託者負担となるのでしょうか。） ⑤直近過去5年間の緊急対応履歴をご教示ください。 ⑥契約期間中に更新（修繕）が予定されている設備と予定年度をご教示ください。 ⑦UPSの交換について伺います。対象となる施設、UPS個数、仕様についてご教示ください。 ⑧メーカー点検も本業務に含まれるのでしょうか。直近5年間のメーカー点検の費用をご教示ください。	①資料を別途提示します。 ②資料を別途提示します。（※修繕金額は税込となっておりますので、ご注意願います。） ③本業務のコンサルタント業務の中で、受注者が策定する維持修繕基本計画を基に、想定されるものと考えています。 ④受注者には、緊急修繕の対応も踏まえた修繕計画を求めており、修繕計画に変更が生じる場合は、発注者と受注者にて協議し決定していきたいと考えています。 ⑤ 資料を別途提示します。 ⑥本業務のコンサルタント業務の中で、受注者が更新基本計画策定支援業務や維持修繕基本計画策定支援業務を行うため、それらを踏まえた計画を基に、発注者と受注者にて協議し決定していくものと考えています。 ⑦ 要求水準書別表1-7 浜田中継ポンプ場 1個 無停電電源装置(定格出力1.5kVA) ⑧本業務に含まれます。これまでは、維持管理業務のなかで一括して発注しており、町からメーカーに点検を依頼はしていません。
89	要求水準書	P23	3.3.2	保全管理業務の要求水準	(2)	修繕業務	要求事項として、「受注者は、過去の修繕履歴と今後の更新計画を踏まえて～」と提案を求める記載があることから、過去の修繕履歴と今後の更新計画を公表すべきだと考えます。	過去の修繕履歴は、資料を別途提示します。 今後の更新計画については、本業務のコンサルタント業務の中で、受注者が更新基本計画策定支援業務や維持修繕基本計画策定支援業務を行うため、それらを踏まえた計画を基に、発注者と受注者にて協議し決定していくものと考えています。
90	要求水準書	P23	3.3.2	保全管理業務の要求水準	(2)	修繕業務	過去3年程度の修繕履歴（内容、件数、金額）についてご教示ください。	資料を別途提示します。

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答	
91	要求水準書	P23	3.3.2	保全管理業務の要求水準	(3)	管路調査業務	下水道管路施設の維持管理の実施結果は、台帳システムへ入力するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	要求水準書	P23	3.3.2	保全管理業務の要求水準	(3)	管路調査業務	①「1)簡易調査及び実態調査」とタイトルがありますが、本文と整合性が図れておりません。 ②本項目の想定数量はあるのでしょうか	①「巡視・点検」を「簡易調査」、「調査」を「実態調査」と読み替えてください。 ②企画提案の内容をもとに、発注者と受注者の協議により決定したいと考えています。
93	要求水準書	P23	3.3.2	保全管理業務の要求水準	(3)	管路調査業務	①本業務の対象となる管種と距離をご教示ください。また、圧送管についても調査の対象となりますか。 ②直近5年間のTVカメラ調査の規模をご教示ください。 ③管路清掃の際に発生したし渣の処分先、処分費の負担についてご教示ください。	①HP管及び塩ビ管が主となります。延長については、企画提案の内容をもとに、発注者と受注者の協議により決定したいと考えています。また、圧送管についても調査の対象と想定しております。 ②資料を別途提示します。 ③県内の産廃処理場への搬出を想定しています。費用については受注者の負担となります。
94	要求水準書	P23	3.3.2	保全管理業務の要求水準	(3)	管路調査業務	1) 簡易調査及び実態調査 巡視・点検についてア～エの方法が示されていますが、手法についてこの4つに限定されるのでしょうか。	限定するものではなく、記載の手法のほか、提案内容をもとに発注者と受注者の協議を行い決定します。
95	要求水準書	P24	3.3.2	保全管理業務の要求水準	(4)	施設維持管理業務	住民等からの苦情・要望等の連絡に対し、連絡の受付、現場確認、初期対応、情報の収集などの一次対応を行うとあるが、過去の苦情・要望等の実績をご教示ください。	資料を別途提示します。
96	要求水準書	P24	3.3.2	保全管理業務の要求水準	(4)	施設維持管理業務	汚水・雨水管路の苦情・要望の受付、修繕内容等についてご教示ください。	資料を別途提示します。
97	要求水準書	P24	3.3.3	その他の業務	(2)	環境整備業務	①除草の対象面積をご教示ください。 ②剪定、害虫駆除の対象となる木を高木/低木別にご教示ください。 ③除草、剪定の処分費は受託者が負担するのでしょうか。	①除草範囲については、別途提示する資料の範囲を想定しています。 ②高木は想定していませんが、実施契約により決定します。 ③ご理解のとおりです。
98	要求水準書	P25	3.3.3	その他の業務	(5)	災害及び緊急時対応業務	BCP（事業継続計画）について既存の計画はありますか。	現在、計画はないため、発注者と協議して作成することを期待します。
99	要求水準書	P25	3.3.3	その他の業務	(6)	特定事業場等水質検査業務	特定事業場等水質検査業務について対象となる特定事業場の数、実施頻度、分析項目を含む過去実績についてご教示ください。	資料を別途提示します。
100	要求水準書	P25	3.3.3	その他の業務	(6)	特定事業場等水質検査業務	「受注者において採水・検査・分析を実施すること」とありますが、検査・分析項目はどのようなものがあるのかご教授ください。また測定機器は受注者で準備が必要かも併せてご教授ください。	資料を別途提示します。 また、測定について、町では外部委託していることから、必要があれば受注者で測定機器を準備願います。
101	要求水準書	P26	3.4.1	料金徴収・窓口関係業務の基本事項	(3)	料金システム	「発注者が現在導入しているシステムを使用する」とありますが、現在導入しているシステムのメーカー、システム名をご教示ください。	株式会社TKC、TASKクラウド水道料金システムです。
102	要求水準書	P27	3.4.2	業務委託の水準	(1)	収納率等の目標値	①貴市が採用されている計算方法の収納率を現年度、過年度別に直近5年間分ご教示ください。 ②「収納率等の目標数値を決定し」とありますが、具体的な目標設定のプロセスや受託当初の基準をお示しください。	①計算方法：収納率＝収入済額÷調定額 水道料金 現年度：R5 98.40%/R4 98.18%/R3 98.39%/R2 98.27%/R1 98.35% 過年度：R5 85.64%/R4 84.58%/R3 84.78%/R2 81.97%/R1 75.46% 下水道使用料 現年度：R5 89.45%/R4 89.48%/R3 89.51%/R2 89.53%/R1 90.23% 過年度：R5 97.89%/R4 97.81%/R3 97.45%/R2 96.78%/R1 37.50% ②企画提案の内容をもとに、発注者と受注者の協議により決定するものと考えています。

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答	
103	要求水準書	P27	3.4.2	業務委託の水準	(1)	収納率等の目標値	直近3年間における収納率（現年度、過年度）と算出方法をご教示ください。	No.102参照
104	要求水準書	P27	3.4.2	業務委託の水準	(3)	量水器管理業務	「量水器の新規購入と検定満期メーターの修繕及び取付、交換、取り外し、保管及びメーターの在庫管理を行い、報告すること。」と記載がございますが、受託者（SPC）が委託費で機器を購入すると共に、納付先は貴町とし、管理はSPCが行うことで問題ございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。受注者が委託費で量水器を購入、修繕してください。また、量水器は町の資産として受注者の責任のもと管理をしてください。
105	要求水準書	P28	3.4.2	業務委託の水準	(4)	給水装置工事業務	現在の窓口受付日時、完成検査実施日は、曜日や時間で区切った対応はされていますか。（EX窓口：月/水/金 検査/火/木等）	窓口受付は、営業日の8時30分から17時15分まで対応し、完成検査は、営業日の火曜日と木曜日の9時から15時30分まで対応してします。
106	要求水準書	P28	3.4.2	業務委託の水準	(6)	排水設備工事業務	現在の窓口受付日時、完成検査実施日は、曜日や時間で区切った対応はされていますか。（EX窓口：月/水/金 検査/火/木等）	No.105参照
107	要求水準書	P30	3.5.1	コンサルタント業務の基本事項	(5)	コンサルタント業務と実施予定時期	下水道事業ストックマネジメント計画改定支援業務および下水道事業アセットマネジメント計画改定支援業務は、受注業務内容のうちいつまでを計画改定の対象とする想定でしょうか。	次の通りです。下水道事業ストックマネジメント計画改定支援業務の計画期間は令和11年度～令和15年度になります。下水道事業アセットマネジメント計画改定支援業務の計画期間は令和16年度～令和25年度になります。
108	要求水準書	P29～P32	3.5.1	コンサルタント業務			①コンサルタント業務に記載されている①～⑨の現在の資料をご教示ください。 ②各計画策定支援業務の具体的な作業範囲や成果物の詳細をご教示ください。 ③アセットマネジメント、ストックマネジメント等に際して、関連システム(台帳等)の整備状況、登録状況がわかる資料をご教示ください。（設備情報や固定資産情報、修繕更新履歴などの基礎情報が整備済みなのか、情報の整備から実施が必要なのか等）	①「①・②・⑦」は現在計画がないため、本業務にて新たに策定するものです。「③～⑥」は資料を別途提示します。「⑧・⑨」は実施設計・施工監理の業務であり、業務箇所等については、実施契約により決定します。 ②実施契約により決定します。 ③既存埋設管の平面図、縦断図等を集約した台帳システムは整備していますが、修繕更新履歴は未整備となっています。また、策定したストックマネジメント計画及びアセットマネジメント計画等の資料を別途提示します。
109	要求水準書	P30	3.5.1	コンサルタント業務の基本事項	(5)	コンサルタント業務と実施予定時期	「コンサルタント業務の詳細な内容、金額については、実施契約の中で定める」とありますが、コンサルタント業務は、応札金額に含めるのでしょうか。また、コンサルタント業務は別契約となるのでしょうか。	配置する技術者の費用等については、含めるものとします。また、実施内容やその他の費用等については、実施契約により決定します。
110	要求水準書	P30	3.5.2	上下水道施設更新基本計画策定支援業務			当初2年間の実施結果を踏まえ、更新基本計画および維持修繕基本計画を策定しますが、過年度までの実績を考慮する必要は無いでしょうか。	令和9年度以降についても、保守点検と更新、維持管理の実施状況を勘案し、当該計画の改定を毎年度実施していくものと考えています。なお、本内容は要求水準書に補足します。
111	要求水準書	P31	3.5.3	上下水道施設維持修繕基本計画策定支援業務			当初2年間の実施結果を踏まえ、更新基本計画および維持修繕基本計画を策定しますが、過年度までの実績を考慮する必要は無いでしょうか。	No.110参照
112	要求水準書	P31	3.5.6	下水道事業ストックマネジメント計画改定支援業務			下水道事業ストックマネジメント計画改定支援業務の対象期間をご教示ください。	対象期間は令和11年度～令和15年度になります。

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答
113	要求水準書	P32	3.5.7	下水道事業アセットマネジメント計画改定支援業務		下水道事業アセットマネジメント計画策定業務の対象期間について令和11年～20年度の10年間とありますが、P30の(5)コンサルタント業務と実施予定時期では、令和15年度となっていますので、令和16年度～25年度の間違いではありませんか。	ご理解のとおりです。「令和11～20年度」を「令和16～25年度」に読み替え願います。
114	要求水準書	P33	4	プロフィットシェア		「コスト縮減分をシェアする」とありますが、具体的な算定方法や配分比率をご教示ください。	プロフィットシェアの方法については提案項目としていません。
115	要求水準書	P33	4	プロフィットシェア		「コスト縮減が認められた部分をプロフィットシェアの対象とし」とありますが、プロフィットシェアの対象は、金銭的なコストに限定しないと考えると問題ないかご教示下さい。	企画提案の内容をもとに、発注者と受注者の協議により決定するものと考えています。
116	要求水準書	P33	4	プロフィットシェア		「リスク分担表に記載されている内容に起因する事業費増減が発生した場合については、プロフィットシェアの対象外とする。」と記載がありますが、具体的にはどのような場合を指しますか。	受注者が提案したプロフィットが発生した場合に、他の事象でリスク分担に伴うコスト削減があったとしても、それらを相殺しないことを想定しています。
117	要求水準書	P52	別表1-12	調達管理に関する事項	その他の消耗品類	納入通知書等の帳票類の印刷・郵送費は貴町負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	要求水準書	P54	別紙2	責任分担	別表2-1 基本的な責任分担	管路および管渠機能の確保については、管渠の堆積や閉塞等について管理していくことは、フェーズ1およびフェーズ2期間では全管渠の状況を把握できていないため困難と思いますが、受注者がその責任を負うのでしょうか。	ご理解のとおりですが、契約後、発注者と受注者において事業開始前の状態を確認したいと考えています。
119	要求水準書	P58	別紙2	責任分担	別表2-4 業務に関する責任分担	責任分担表内容に「下水道施設における不明水調査」とありますが本分に記載がありません。具体的な実施内容を教示ください。	要求水準書3.3.2(3)管路調査業務②調査になります。なお、「調査」を「実態調査」と読み替えてください。
120	要求水準書	P59	別紙2	責任分担	別表2-5 緊急事態に関する責任分担	責任分担表に「震度4未満の地震」についても措置、発注者への連絡とありますが、震度4未満全ての地震に対して現地確認などの何らかの対応が必要となるのでしょうか。	上下水道施設において、異常に関する通報がない場合は現地確認は不要と考えています。
121	要求水準書	P59	別紙2	責任分担	別表2-5 緊急事態に関する責任分担	緊急出動による受注者待機について、待機に要する費用は見込んでいただけるのでしょうか。	見積上限額の範囲で、参加者が本業務で必要と考える費用を見込んでください。
122	要求水準書	P59	別紙2	責任分担	別表2-5 緊急事態に関する責任分担	停電（1時間以上）受注者側にて自家用発電機の運転、負荷切り替え操作とありますが、停電発生1時間程度は各施設に設置されております無停電電源装置にて施設の動力を賄うという認識で問題ないかご教示ください。	停電になった時、自動で自家用発電機の運転が開始し、復電の際は、自動で運転が停止となります。このことから、自家用発電機の作動の確認や運転中の管理等についての責任分担となります。なお、別表2-5の項目「停電（1時間以上）」を「停電」に修正し、内容についても一部修正します。
123	要求水準書	P61	別紙3	移行期間の実施方法等	1 実施計画	(1) 発注者・受注者の役割 「移行期間における教育訓練は受注者が主体的に実施するものとし、発注者は受注者の要求する教育訓練に関する情報提供への協力及び指導を行うものとする。」とありますが、既存事業者が行っている業務で、受注者が引継ぎを受ける業務については、既存事業者の協力が得られるよう、発注者が仲介をするなど貴町のご協力を賜ることは可能でしょうか。	既存事業者の協力が得られるよう、町は必要な支援を行います。
124	要求水準書	P62	別紙3	移行期間の実施方法等	3 実施体制（発注者・受注者の体制）	(1) 発注者の体制 「移行期間（契約時点から令和7年3月31日までの間）の教育指導は、発注者の業務実施体制により実施する。」とありますが、受注者の業務実施体制に切り替える（引き継ぐ）のは、令和7年3月31日24時00分、あるいは令和7年4月1日8時30分のいずれかご教示ください。	受注者の業務実施体制に切り替える（引継ぐ）のは、令和7年4月1日8時30分とします。
125	要求水準書	P67	別紙6	水道水質試験結果（参考値）	1 着水井水質試験結果（令和5年度）	着水井水質試験結果につきまして各取水井ブレンド水の水質試験結果という認識で宜しいでしょうか。また着水井とは取水・導水設備記載の原水調整槽に該当するかご教示ください。	ご理解のとおりです。なお、水質試験用採水箇所については、ろ過タンクの流入口になります。

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答
126	要求水準書					各業務内容について、利府町様が求める要求水準の具体値が示されておりませんが、提案者側がその要求水準値を定め、その値を達成していることを利府町様がモニタリングし、達成度を確認するものと認識してよろしいでしょうか	企画提案の内容をもとに、発注者と受注者の協議により決定するものと考えています。
127	要求水準書					本業務に関係する現在の委託業務の仕様書と契約金額をすべてご教示ください。	資料を別途提示します。
128	提案評価基準	P2	2.1.2	参加資格の確認		「募集要項に記載した参加資格要件を満たしていることを確認」とありますが、募集要項の2.3参加資格要件(9)ウ1)水道法第24条の3に基づく受託水道業務技術管理者、8)監理技術者についても配置予定技術者の参加資格確認書類を提出するという理解で問題ないかご教示ください。	ご理解のとおりです。
129	提案評価基準	P2	2.2.2	基礎審査の方法	(2) 要求水準書達成の確認	「企画提案書において提案されている内容のうち、要求水準書において定めている事項を対象に、それぞれについて当該要求水準を満たしているか否かを確認する。」とありますが、業務要求水準書で示されている要件の中で、基礎審査の対象となる要件とはどの部分を指しているのかご教示ください。	要求水準書において示されている業務実施体制や施設の維持間業務等について当該要求水準を満たしているか否か確認します。
130	提案評価基準	P3	2.3.1	必要書類の確認		「参加者から提出された企画提案書について、募集説明書等にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。入札参加資格を満たしていない場合は失格とする。」とありますが、企画提案審査で確認する必要書類は、資格審査、基礎審査の対象書類は含まず、提案評価基準3.2企画提案書の審査項目等で示された評価項目について、提案書の不足が無いかの確認をするという理解で問題ないかご教示ください。	ご理解のとおりです。
131	提案評価基準	P3	2.3.3	プレゼンテーション及びヒアリングの実施		「なお、参加者が多数あるなど町において事前審査を実施した場合は、委員会での審査対象者のみにプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。」とありますが、企画提案書を提出し、必要書類の不備がなく、業務提案評価点の失格ではない場合でも、町の事前審査によりプレゼンテーション及びヒアリングに参加できないことがあるのかご教示ください。	資格審査並びに基礎審査の条件を満たした参加者に対しては、プレゼンテーション及びヒアリングを求めます。
132	基本協定書(案)	P1	第1条	趣旨		「本業務事業の円滑な実施」とありますが、正しくは「本業務の円滑な実施」で良いかご教示ください	ご理解のとおりです。「本業務事業」を「本業務」に読み替えてください。協定時に記載の整理を行います。
133	基本協定書(案)	P2	第4条	SPCの出資者	第4項	「優先交渉権者は、その株式出資、劣後ローンに関する権利義務(株式、貸付債権そのものを含むが、これらに限られない。)を第三者に譲渡し、これに対して質権を設定し若しくはその他の方法により担保提供し、又はその他の方法により処分する場合には、あらかじめ町の書面による承諾を得なければならない。」とありますが、募集要項の2.2(1)特別目的会社(SPC)の設立では、「設立時の優先交渉権者以外からの出資は認めない。」とされています。第三者への譲渡の可否について改めてご教示ください。	募集要項の2.2(1)特別目的会社(SPC)の設立では、「設立時の優先交渉権者以外からの出資は認めない。」を正とします。なお、第4項の削除にあたっては、協定時に整理を行います。
134	基本協定書(案)	P4	第10条	本協定上の地位等の譲渡等の禁止		1項で「ただし、他の全当事者が書面により承諾した場合は、この限りではない。」、また、2項で「各当事者は、正当な理由がない限り第1項の承諾を拒まないものとする。」とありますが、募集要項の2.2(1)特別目的会社(SPC)の設立で、「設立時の優先交渉権者以外からの出資は認めない。」とされていることから、これらの記載は削除した方が良いと考えますので、ご検討をお願いします。	ご指摘のとおり、第1項の「ただし、他の全当事者が書面により承諾した場合は、この限りではない。」及び第2項は削除します。削除にあたっては、協定時に整理を行います。

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答
135	基本契約書(案)	P2	第4条	SPCの基本事項	第2項	「本事業の開始前までに」の記載は削除、もしくは「SPC設立時に」へ変更をご検討ください。	契約時に発注者と受注者の協議により整理を行います。
136	基本契約書(案)	P2	第4条	SPCの基本事項	第4項	「発注者の事前の承諾を得なければならないこと。」とありますが、正しくは「発注者の事前の承諾を得ること。」で問題ないかご教示ください。	ご理解のとおりです。 「得なければならないこと」を「得ること」に読み替えてください。契約時に記載の整理を行います。
137	基本契約書(案)	P2	第4条	SPCの基本事項	第6項	「設立時の株主以外の者に対して第三者割当増資を行った場合」とありますが、募集要項の2.2(1)特別目的会社(SPC)の設立では、「設立時の優先交渉権者以外からの出資は認めない。」とされています。第三者割当増資の可否について改めてご教示ください。	募集要項の2.2(1)特別目的会社(SPC)の設立「設立時の優先交渉権者以外からの出資は認めない。」を正とします。なお、第4条第6項の削除にあたっては、契約時に整理を行います。
138	基本契約書(案)	P3	第6条	指示等		「本条と同等の秘密保持義務を課すものし」とありますが、正しくは「本条と同等の秘密保持義務を課すものとし」で問題ないかご教示ください。	ご理解のとおりです。 「課すものし」を「課すものとし」に読み替えてください。契約時に記載の整理を行います。
139	基本契約書(案)	P4	第12条	再委託等		「受注者は、業務の一部を株主に委託又は請け負わせる場合、事前に発注者へ通知すること。」という条項の追加をご検討頂きたいようお願い申し上げます。	契約時に発注者と受注者の協議により整理を行います。
140	基本契約書(案)	P4	第16条	本業務の概要		本業務の実施について、町から貸与可能な什器、工具類等があればご教示ください。	資料を別途提示します。
141	基本契約書(案)	P4	第16条	本業務の概要		SPCが入居する際の使用可能な事務所の場所、レイアウト等をご教示ください。	上下水道部上下水道課内及び利府浄水場を使用可能な事務所の場所として考えております。なお、レイアウトについては発注者と受注者にて協議を行い決定します。
142	基本契約書(案)	P5	第17条	運営期間	第2項	「移行期間における具体的な業務の実施方法等については、発注者及び受注者が双方協議し、要求水準書に定める。」とありますが、移行期間の業務の実施方法については、受注者の提案事項と考えますので、「移行期間における具体的な業務の実施方法等については、発注者及び受注者が双方協議の上、決定する。」に修正を希望します。	契約時に発注者と受注者の協議により整理を行います。
143	基本契約書(案)	P6	第21条	既存施設等の確認及び使用	第1項	「発注者及び受注者は、契約締結後から移行期間終了日までの間において、既存施設等の性状、規格、機能、数量、その他の内容（以下「既存施設の内容」という。）について、双方立会いの上、確認するものとする。」とありますが、引継ぎ時の健全度（不具合など）の確認については相当の時間を要するため、事業開始後も一定期間の猶予を希望します。	契約時に発注者と受注者の協議により整理を行います。
144	基本契約書(案)	P9	第35条	業務日報の作成		「受注者は毎日、業務日報を作成し、常時、本件施設にて閲覧できるようにしなければならない」とありますが、紙等のアナログ以外の方法での閲覧方法も可能と理解して問題ないかご教示ください。	紙での作成、閲覧に限定しませんが、具体的な方法については、契約時に発注者と受注者の協議により整理を行います。
145	基本契約書(案)	P9	第36条	業務の報告		月間業務報告、年間業務報告の方法については、受注者の提案事項によるところがあるため、報告期日については、基本契約もしくは実施契約の締結時に定めることとして頂くことを希望します。	契約時に発注者と受注者の協議により整理を行います。
146	基本契約書(案)	P12	第49条	物価の変動に基づく委託料の額の変更		インフレーション、デフレーションに関する参照される指標と具体的な変動幅（例 R7年度から電光単価が3%以上増加した分の1.5%を契約金額の増減の対象とする。（年度末精算））をご教示ください。 また、適用されるタイミングとルールについても併せてご教示ください。	インフレーション、デフレーションに関する参照される指標と具体的な変動幅、適用タイミング、ルールについては実施契約で定めます。

No.	書類名	頁	項	目	項目名	質疑内容	回答
147	基本契約書(案)	P12	第52条	保険	第1項	(1) 公益社団法人日本水道協会が運営する水道賠償責任保険 (2) 公益社団法人日本下水道協会が運営する下水道賠償責任保険 上記保険の補償内容、補償範囲をご教示ください。	資料を別途提示します。
148	基本契約書(案)	P13	第56条	不正行為に対する違約金	第1項	「受注者は発注者に対して、当該不正行為を行ったことにより発注者に生じた損害の賠償として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。」とありますが、損害補償を含めて、契約金額の10分の1を違約金として支払うという理解で問題ないかご教示ください。	ご理解のとおりです。
149	基本契約書(案)	P13	第56条	不正行為に対する違約金	第1項	「受注者は発注者に対して、当該不正行為を行ったことにより発注者に生じた損害の賠償として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。」とありますが、契約金額とは年度ごとの実施契約の金額と考えて問題ないかご教示ください。	ご理解のとおりです。
150	基本契約書(案)	P16	第62条	受注者の債務不履行等による契約の解除	第2項	「ただし、その相違が通常の使用による損耗の場合、又は発注者の特段の指示に基づくものである場合は、この限りではない。」とありますが、発注者が別途実施した更新・改築施設も除外となる旨を追記頂くことを希望します。	契約時に発注者と受注者の協議により整理を行います。
151	様式集	P5 ～ P8	様式5 ～ 様式8	参加資格確認書類		参加資格確認書類内の様式5～8について、【業務分類】の分類方法に指定はないとの認識で問題ないかご教示下さい。	ご理解のとおりです。
152	様式集	P10 ～ P32	様式10-1 ～ 様式10-23	企画提案書類		企画提案書の様式10-1～様式10-23について、WORDデータの余白設定を変更しても問題ないかご教示ください。	ご理解のとおりです。